情報ひろば



「スマイル・スマイル 家族介護者の集い

役所駅南庁舎鳥取中央地域包括支 援センター 円 間 スマイル・スマイル事務局(市 映画鑑賞会「恍惚の人」料200 3 4 5 5 6月8日(水)10:00~12 市役所駅南庁舎第5会議室 内) 6(0857) 20 00

高齢者住宅改修費の助 成

定者 でともに市県民税非課税の人 介護保険の「要介護」「要支援」 介護保険住宅改修費の支給 は併用可容手すり取り付け の対象者およびその配偶 高齢者居住環境整備費助

駅南庁舎高齢社会課 🚨 (0857) 分の2 (上限53万3000円) 割(上限15円) 対象工事費の3 工事着工前に申請が必要 間 市役所 対象工事費 (上限20万円)の9 新築・増築の場合は対象外層

和式から洋式への便器取り替えな

床段差改修、滑り防止のための床

材変更、引き戸などへの取り替え、

課 (14ページ参照) 2-3453/各総合支所福祉保健

介護サー ビス利用料軽減

設などへの入所にともなう食費や 件を満たす場合は、 前に申請を行ってください。 証保有者)は、 れます。 居住費、 低所得世帯の高齢者で一定の条 サービス利用料が軽減さ 現在の対象者 (次の認定 有効期限が切れる 申請により施

€(0857)2-3454/各総 う介護保険サービスの利用料を軽 ショートステイの利用の際に、 合支所福祉保健課 (1ページ参照) 担軽減確認証:社会福祉法人が行 費・居住費(滞在費)を減額 老人ホーム、介護老人保健施設 介護療養型医療施設に入所または **間** 市役所駅南庁舎高齢社会課 負担限度額確認証:特別養護 食

改築資金などの貸し付け 高齢者・障害者用居室などの

利0・5 炒(変動する場合あり)で、 どの増改築額50万~250万、金 ている人またはその人と同居して 帳1~ 4級・療育手帳Aを所持し いる60歳未満の人 身体障害者手 いる人 容 高齢者・障害者の専用居 浴室、台所、トイレ、廊下な 60歳以上の高齢者と同居して

> 社会課 🗐 0857)2-3453 必要。工事着工前に申請が必要 応じて変動) 障害者:市役所駅南庁舎生活福 高齢者:市役所駅南庁舎高齢 連帯保証人が2人

ゅう師等に関する法律」により免許 (年12回以内、 以上 摩マッサージ指圧師会鳥取県支部に 対所得税および市民税非課税で、 会、鳥取県鍼灸師会および日本あん を取得し、鳥取県鍼灸マッサージ師 ん摩マッサー ジ指圧師、 5 月 31 日) り1000円以内の助成券を発行 高齢者医療)被保険者 額 1回あた 次のいずれかに該当する人 65歳以上で長寿医療 (後期 助成券の利用は、「あ 有効期限:平成21年 はり師、

特別医療費新規・更新手続き ひとり親家庭の

(0857)2-3487/各総合支

問市役所駅南庁舎保険年金課 😭

所福祉保健課 (1ページ参照)

象者には、 平成2年度更新分から、次の 特別医療費受給資格証

償還期間は、 10年以内(貸付額 に

はり・きゅう・マッサージ費助成

保険証など本人確認ができるもの る。 受 6月2日 (月) ~ 持健康 加盟している治療院 (所) などに限 祉課 €(0857)2-3474

> け出をお願いします。 の記載内容に変更があった人は届 を郵送します。 なお、 健康保険証

(14ページ参照) (これまで一度も受給したことがな 3486/各総合支所福祉保健課 庁舎保険年金課 ☎(0857)2-以降に転入の人のみ 間 市役所駅南 課税証明書) 年中の所得を証明するもの (所得 かった人):7月1日(火) 新(前年中所得の申告がなかった 歳に達する年度末まで)受 帯でひとり親家庭の親子 (子が18 対 平成19年の所得税が非課税の世 人):6月2日(月)~2日(金) 親・子の健康保険証 平成20年1月2日 平 成 19 新規 更

70 歳

児童手当の現況届は6月中に

、 き

(6月上旬に郵送します)を提出し てください。 受給資格を確認するための現況届 児童手当を受給している人は、

年1月2日以降に、本市に転入し る人:健康保険被保険者証のコピ 時の添付書類 会社に勤務してい 期間に問い合わせ先まで 容提出 てきた人:前住所地の所得証明書 ❷ 6月10日 (火) ~30日 (月) の または年金加入証明書 平 成 20

の支給が遅れたり、支給できなく 現況届を提出しない場合、手当

保険料免除の申請は 7月から受け付けます



免除制度

免除の期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。 同一年度内であれば年度当初の7月にさかのぼって申 請を受け付けます(年金保険料を納付済みの場合は除 く)。しかし、それを過ぎると受けられない場合があり ますので、希望する人は早めに申請してください。な お、すでに全額免除、若年者納付猶予を受けている人で、 継続審査を希望している人は、年度替わりにともなう 4分の3・半額・4分の1免除 再申請は不要です。 および退職特例による免除該当者は再申請が必要です。

若年者納付猶予

同居している世帯主の収入が多いため免除が受けら れない若年加入者(30歳未満)のために、若年者納 付猶予制度があります。この制度は免除ではないため、 10年以内に追納しないと猶予期間に相当する年金額は 全く受給できません。 老齡基礎年金、障害基礎年金 などの受給資格期間には算入されます。

追納制度

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認 を受けてから 10 年以内であれば、保険料をさかのぼ って納めることができる「追納制度」があります。将 来、十分な年金を受け取るためにも追納をお勧めしま す。追納の申し込みは社会保険事務所まで。 3年目 以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算 金が加わります。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 🕰 0857)27 - 8311 市役所駅南庁舎保険年金課 🔐 0857)20.3484

交通事故にあったら

事故などにより負傷した場合の治療は、 国民健康保険を使って受けることもできま

す。使用する場合には必ず次の手続きを行ってくださ L1.

事故発生地の警察署に、事故の発生届出をしてくだ さい。

自動車安全運転センター鳥取県事務所(千代水二丁 目 🔐 0857)28 · 6221) に「交通事故証明書」の発給 申請をしてください(用紙はお近くの警察署、交番、駐 在所にあります)。

市役所保険年金課または各総合支所福祉保健課国保担当 窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。 届け出は代理人でもできます。

【届け出に必要なもの】

国民健康保険証

印鑑(認印)

交通事故証明書(後日提出でも可)

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 📶 (0857) 20 · 3482 各総合支所福祉保健課

凡例

対 = 対象 容 = 内容 時=日時 募 = 募集期間・方法 員 = 定員 数=数量 料 = 料金 額 = 支給・ = 場所 助成額など 受=受付 条=条件 持=持参するもの 問 = 問い合わせ先

支所福祉保健課

(14ページ参照

0

8 5 7

市役所

駅

家

自主防犯活動

本市では、

犯罪を未然に防止

お知らせ

援を行います 対象者:各 地 心区で継 続 に 自

マッ 犯パト 主防犯 16 10 去に当該 万円 日 対 会 理課 プ 象 書類審査により選考 ボランティア団 P 作 事業:防犯活動講習会 活動に取り組む 補助を受けた団体は FEL. 成 5 など ル 団 広報誌発 体 市役所本庁 1 応 20 3 1 2 7 体など 心募多 寸 体 行 数 あ 除 安全 6月 0 防 過

自 主的に防犯活動を行う団 せるまちづくりを推進してい の その取り組みの み さんが 安全で安 一環として 体に 心

などにより

・受給できる場

合が 額の まで

あ 变 請

す

の

で

問

11

合 わ

せく

だ 庭課 各

t

してい

な

人も、

所

得

所 たり

得

過

などでこれ

することが

あり

ŧ

自 治会、 町 がわ 郷土 この機会にぜひ 本事業は、 一の歴史 か りやすく記述し

からの事業の 平 成 16 た め 購入くださ 鳥取 年の 合併以 地 域 が

象範囲です。 5 市役所 4 第 5 巻 20 0 3 0 1 本庁舎総務課 0 0 0 明 円 0 治 0 税 ペー 込 教 <u></u> 育 ジ、 6 送 社 箱入り 0 対

役所

化芸

推 庁

進 舎

0 術 本

8

Α

鳥取 市 第5巻発売中

tottori.tottori.jp 3040・電子メー

卍 soumu@city.

市の発展の基礎となっ 修鳥取 社会篇) を 市史第5 を 地元在住の 刊行し 巻 た 明 ま ,明治/ Ü 執筆 治期 た。 本 教

物館第1・2展示 デザイン 彫 写

刻

版

画

問

ていま 5 9 日 6 月 29 47 0,0 \pm 17 鳥取市

日 は 00 (日) 19 期間中無休。 ~7月6日 00 まで。 所 日 7 月

室 洋 (術展開 真・ 画 日本 I 書 道 芸 画

Tottori City News Letter 2008.6